

前回委員会(2005.12.22)以降の会議等の開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	結果報告
琵琶湖部会	第36回	2005.12.7	13:30～ 16:50	ホテルピアザ 琵琶湖	1)「丹生ダムの調査検討についての意見(案)の検討について	P2
木津川上流部会	第4回	2005.12.12	15:00～ 18:30	名張シティホテル	1)「川上ダムの調査検討についての意見(案)の検討について	P5
淀川部会	第33回	2005.12.13	13:00～ 16:20	天満研修センター	1)「大戸川ダムの調査検討についての意見(案)の検討について 2)「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討についての意見(案)の検討について	P7
猪名川部会	第30回	2005.12.13	16:40～ 19:00	天満研修センター	1)「余野川ダムの調査検討についての意見(案)の検討について	P9
ダム意見書WG	第7回	2005.12.17	10:00～ 20:00	ばるるプラザ京都	1)「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)の検討について	—
運営会議	第61回	2005.12.20	9:30～ 12:30	ばるるプラザ京都	1)「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)の検討について 2)第47回委員会の進め方について 3)少数意見の募集要領について 4)その他(委員会のパンフレット更新について)	P11
運営会議	第62回	2005.12.22	9:30～ 9:50	みやこめっせ	1) 第47回委員会の進め方について 2) その他	P12
委員会	第47回	2005.12.22	10:00～ 12:40	みやこめっせ	1)「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)について	P13
委員の意見交換会	—	2005.12.22	14:00～ 16:00	みやこめっせ	1) 委員会運営について	—
ダム意見書WG	第8回	2006.1.7	14:00～ 16:00	ばるるプラザ京都	1) 募集した少数意見について 2)「淀川水系5ダムの調査検討について」	—
運営会議	第63回	2006.1.9	9:30～ 12:30	ばるるプラザ京都	1)「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」に付する少数意見について 2) 2月以降の委員会の運営について 3) 第48回委員会(1/18開催)の進め方について 4) 第48回委員会以降のスケジュールについて 5) 委員会のパンフレット更新(案)・概要版(案)について 6) その他	P15
運営会議	第64回	2006.1.18	15:00～ 15:45	みやこめっせ	1) 第48回委員会の進め方について 2) その他	未作成

淀川水系流域委員会 第36回琵琶湖部会(2005.12.7開催) 結果報告		2006.1.11 庶務発信
開催日時:	2005年12月7日(水) 13:30~16:50	
場 所:	ホテルピアザびわ湖 6階 クリスタルルーム	
参加者数:	委員21名、河川管理者(指定席)12名 一般傍聴者94名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」への意見がある場合は12/15 24時まで提出する。</li> </ul> <p><b>2. 報告の概要</b></p> <p>庶務より、報告資料1を用いて、第35回琵琶湖部会の結果報告がなされた。</p> <p><b>3. 審議の概要</b></p> <p>ダム意見書WG委員より、審議資料1-1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <p><b>○「1 はじめに」に関する意見交換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P2「1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え」の根底には、基本高水を基本とした治水計画への疑義がある。意見(案)には、基本高水では「目標達成の目処が立たない」「ダム計画が計画通り進まない」と記述されているが、基本高水を段階的な目標を持って進めていくのが常道だと思っている。「目標達成の目処が立たない」原因は、基本高水ではなく、政策判断や地元の理解等の環境が整っていないことにある。意見(案)では基本高水を否定しているのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←これまでの基本高水をベースにした治水計画は破綻しかかっているので変えていかないといけないというのが流域委員会の考え方だった。基本高水は否定しないが、20~30年で実現できない計画は整備計画に書くべきではなく、別の方法を考えなければならない(ダム意見書WGリーダー)。</li> </ul> </li> <li>・P2「1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え」には、「越水を対象とした堤防強化がなされていないこととダム計画が無関係ではない」という記述がある。ここには、堤防強化によって余裕高を減らして河川流量を増やせるという考え方がある。計画時点では予想し得ない不確定要素を考慮したものが余裕高であり、堤防強化によって余裕高を変更できるという考え方には賛成できない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←個人的には、堤防強化によって余裕高は変更できると考えているが、さまざまな議論があるため、今回の意見書には記述しないことにした。意見書には、堤防強化による余裕高変更の考え方は含まれていない。あくまでも「堤防強化をしてほしい」ということを記述している。これまで真剣に堤防強化に取り組んでこなかったことはダムと無関係だとは思っていない(ダム意見書WGリーダー)。</li> <li>←堤防強化とダムは別問題だ。P2「これらがダム計画と無関係であったとはいえない」は削除すべき。</li> <li>←ダムのために堤防強化をしてこなかったという面はある。削除には反対(ダム意見書WGリーダー)。</li> <li>←基本高水をベースに治水計画を進めるという考え方には基本的には賛成だが、基本高水の決定の仕方が非常に曖昧なことが問題だ。</li> <li>←基本高水や治水計画を安全側にとって考えるのは国の政策としては当然であり、地域も望んでいることが、実際にどこまで命や財産を守れているのか。理想としては基本高水でやるべきだが、100年後の治水計画のために、目の前の安全を放棄してよいということはない。これまでのやり方で地域に「もう安全になった」という意識がばらまかれてしまったことを考えれば、意見(案)の記述に賛成する。</li> <li>←破堤による被害の解消・軽減を基本的な理念にするということは委員会と河川管理者の共通認識だ。基本高水には反対しないが、当面の目標でありながら達成の見通しが立たないような現実離れた目標になっている。また、これまでの治水計画ではダムや堰等の施設に頼る面があったと思う。これらを反省して、流域対策や堤防強化を主な対策とし、それでも対応できないことをダムや堰で対応していくというのが今後の優先順位だろう。意見書では、新しい理念を具体化していくために20~30年でどのような優先順位で対策していくのかを委員会の共通認識として記述する必要がある。</li> </ul> </li> <li>・P1「人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される」という記述はダムの全面否定だ。この記述は、P2「予防原則に則り、ダム建設は極力回避するようしなければならない」という結論部分の論旨と合っていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←「人間生存」は文部科学省の国際プロジェクト名にも採用されており、それほど偏った表現ではない。「人間生存に不可欠」なものとは、空気や光のことではない。整合性はとれている。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>○「2 丹生ダム」に関する意見交換</b></p> <p>河川管理者より審議資料1-4「丹生ダムの調査検討(とりまとめ)」の2~3枚目を用いて既往最大洪水時の琵琶湖水位シミュレーションの修正について説明がなされた。その後、委員より意見(案)「2 丹生ダム」の説明がなされ、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P10「2-3-1 高時川の治水(2) 治水の現状」では、①~⑥の代替案と経費が示されているが、経費の算定基準</li> </ul>		

を注釈として付け加えておいた方がよい。④を除く代替案は平成14年価格で算定されているが、④丹生ダムの1100億円は昭和63年の価格で算定されたものなので、実態とかけ離れた比較になっている。

←④丹生ダム+河道改修案の問題点だけを記述しておけばよいのではないか。

←「淡海の川づくり検討委員会」では各代替案を検討して、④丹生ダム+河道改修案が適当だという議論がなされた。①～⑥の代替案は記述しておくべきだ。また、代替案の実現には地元の新たな協力が必要になる。この地域ではそもそも代替案の検討が厳しい状況だったという点も指摘しておくべき。

←丹生ダムの1100億の内訳が新たな計画でどのように変更されるのかを明示的に書いておいた方がよい。淡海の川づくり検討委員会では、あくまでも多目的ダムでの予算を前提にして「丹生ダム+河道改修案」を採用した。

←この項では、高時川の治水対策として河川管理者が示した各代替案の紹介と問題点を示しているだけで、丹生ダムについて記述しているわけではない。各代替案の経費の基準が違っているという点については了解した(ダム意見書WGリーダー)。

- ・P10～11「2-3-1 高時川の治水」では、堤防強化が前面に書かれているが、説明を増やしてほしい。侵食・浸透対策と越水対策(超過洪水対策)は議論を分けて書いた方がよいのではないか。

←今回の意見書は、堤防のそばの住民の立場から「とにかく堤防を強化してほしい」ということを書いた。ただ、誤解のない表現に改めるようにしたい。堤防強化によって高水敷の掘削も再検討できるのではないかと考えている(ダム意見書WGリーダー)。

- ・P11「2-3-2 異常渇水の緊急水補給と洪水調節容量確保」では、緊急補給水を琵琶湖で確保する方針を適切な方法だと記述しているが、そもそも、「異常渇水」がどういう状態なのか、委員会の中で共通認識が得られていないのではないか。再度、議論をしておかなければならない。

- ・P12「2-3-2 異常渇水の緊急水補給と洪水調節容量確保」の上から7行目「取水制限・維持流量放流制限・節水などの渇水対応の制約条件をより厳しく実施することが先決」という記述には、大川の維持流量削減も含まれているのか。

←含んでいる。今後具体的に検討するため明確には書いていない(ダム意見書WGリーダー)。

- ・P12「2-3-3 環境への影響」の下から2行目「長期的な負の影響の大きさを予測することは不可能である」としているが、順応的管理の発想で「予測することは非常に困難」という表現に変更できないか。

- ・P14「2-4-1 高時川の瀬切れ対策としての湖水の逆水」では、河川管理者の見解が示された段階で意見を述べるということになっているが、逆水によって瀬切れを解消する方法でよいのか、少し検討してほしい。

## ○河川管理者からの指摘事項

意見(案)「1 はじめに」「2 丹生ダム」について河川管理より指摘がなされた。主な指摘は以下の通り(例示)。

- ・P5 上から2行目の「最大日需要量」は、「実績の日最大取水量」の方が正確ではないか。
- ・P7 上から12行目および下から8行目で丹生ダムの「目的変更」について記述されている。しかし、これまでの見直しの過程では、丹生ダムの「効果」について説明してきたのであり、丹生ダムの目的そのものを変更したことはない。
- ・P9 「(2) 下流淀川の洪水調節機能」には「…瀬田川洗堰を全閉するという現行ルールのもとでは、淀川の洪水調節の効果はきわめて微弱な効果しない」とあるが、琵琶湖総合開発において琵琶湖周辺の洪水防御と洗堰下流の淀川洪水流量の低減を図るため、制限水位や計画高水位を設定し、ダムでいうところの洪水調節容量を確保した。今回、制限水位より上に7cm分を異常渇水対策容量として確保することはこれまでの治水目的容量を損なうことになる。このため、丹生ダムに容量を確保することは、損なった容量を取り戻すという意味で下流淀川の洪水調節を目的として含むと考えている。
- ・P9 下から2行目「かろうじて破堤を防いできた」とあるが、大正10年に破堤している。
- ・P10 「(2) 高時川の治水対策」の①～⑥の代替案に関する記述は河川管理者の説明と違っている。河川管理者は代替案6案を並列して比較していない。まずは、堤防を強くするための浸透・侵食対策を最優先とした後うえて、そのほかに水位を下げる対策を検討した。①平地河川化案と⑥分派放水路案は事業費が巨額で時間も要し地下水への影響があるため、②河道内対策を前提とし、③河道改修+引き提案を検討しさらに⑤河道改修+遊水地案を検討した。それでも十分に効果がないため最後に④河道改修+ダム案を比較して、早期に効果ができる④が有効であるという説明をした。6案を並列して比較したわけではない。
- ・P10 「07年5月」は「05年07月」、P10 ⑤の「900億円」は「990億円」が正しい。②の830億円は引堤+河道改修案の事業費であり、③の1730億円は別川放水路+河道改修案の事業費となっている。
- ・P11 「高時川では堤防強化方法として表法尻に矢板を設置する工法がすでに実施」とあるが、矢板は漏水対策。越水対策として例示されると誤解が生じる。
- ・P14 の瀬切れ対策としての逆水と濁水の関係がよくわからない。ご教示頂きたい。

**4. 一般傍聴者からの意見聴取：**一般傍聴者4名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・県では琵琶湖淀川水系問題対策特別委員会が開催されている。知事等の発言は、上流である滋賀県は瀬田川洗堰の全閉操作の被害者という意識が強かったように感じた。委員会の考えを聞かせて頂きたい。
- ・参考資料として3つの意見書を出している。①昭和59～60年の渇水の際、4ヶ月間の大川維持流量カットが行われたが、実際の問題としては大阪臨海工業用水道の取水口の塩害問題だけだった。この取水口は平成18年でとりやめになるので、同程度の渇水が来ても大川下流で大きな問題は出ない（意見書 No671）。②渇水シミュレーションでは琵琶湖水位が-1.50mを下回ると説明されただけで、断水が起きる数字的な根拠が示されていない（意見書 No672）。③断水について独自に下流の水道事業者の毎月の最大取水量で比較した。確かに完全に断水をクリアできるというわけにはいかないが、大川維持流量20m<sup>3</sup>/s カットを導入すれば、確実にクリアできる（意見書 No673）。本日、河川管理者から渇水時の琵琶湖水位がより水位が低下するという訂正がなされたが、琵琶湖で7cm貯めても-160cmにまで水位が下がり、取水制限が行われて断水が起きることになる。琵琶湖と丹生ダムの緊急水補給の意味がなくなるのではないか。
- ・流域委員会は、新河川法に則った組織であり、新河川法に則った検討をしてきた。新河川法が置き去りにされた議論がなされていると思った。
- ・他の委員会（塔の島、淡海の川づくり、桂川等）の議論が流域委員会に反映されていない。河川分科会の議論に流域委員会の議論がきちんと反映されているのかも疑問だ。しっかり踏まえた議論をしてほしい。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第4回木津川上流部会(2005.12.12開催) 結果報告		2006.1.12 庶務発信
開催日時:	2005年12月12日(月) 15:00~18:30	
場 所:	名張シティホテル 3階 天平・鳳凰の間	
参加者数:	委員12名、河川管理者(指定席)11名 一般傍聴者92名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」に対する意見は12/15 24時まで提出する。</li> </ul> <p><b>2. 報告の概要</b></p> <p>庶務より、報告資料1を用いて、第3回木津川上流部会の結果報告がなされた。</p> <p><b>3. 審議の概要</b></p> <p>ダム意見書WG委員より審議資料1-1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」の説明がなされた後、河川管理者より審議資料1-3「岩倉峡(57.4km)地点の流下能力について」の説明がなされた。その後、意見(案)に関する意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <p>○「1 はじめに」に関する意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーロッパでは「人類生存」という言葉が頻繁に使われている。環境問題は流域の問題だけではない。ダム建設は環境にかなりの負荷を与えるので「人間生存に不可欠」という言葉でよい。</li> <li>・「人間生存に不可欠」は、委員会の総意として提言や意見書で使われてきた言葉だ。全面的に変更するのであれば、手続きを踏む必要があるのではないかと。</li> <li>←委員が替わったので考え方が変わる余地があってもよい。そうでなければ自由な議論ができない。</li> <li>←議論の結果、変更する場合には、手続きを踏んで改めていけばよい。第一次流域委員会の結論を強要するつもりはない(ダム意見書WGリーダー)。</li> </ul> <p>○「5 川上ダム」に関する意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先日、永源寺ダム裁判の判決が示された。河川管理者は、岩倉峡流下能力についてずさんなデータを示し、雨量観測所も途中から一カ所設けただけだ。間違った資料が出されれば、それに基づいて間違った結論を出してしまう。河川管理者にはきちんとしたデータを出して頂きたい(ダム意見書WGリーダー)。</li> <li>←流域委員会当初に「逃げない、隠さない、誤魔化さない」と申し上げたが、この気持ちは今も持っている。正しいと思ってやったことが間違っていた場合には、きちんと修正して、皆様のご意見を伺っていきたい。間違っているかもしれないという視点で我々の資料を見て頂くことも必要だと思っている。ご批判を頂きながら、よいものを出していきたい(河川管理者)。</li> <li>・経済産業省が示した予測では、2030年には上野市の人口は26%減少すると予想されている。川上ダム0.3m<sup>3</sup>/sの利水は人口減少を想定して見直しておかないといけない。県の事業負担が可能かどうか心配だ。木津川本川自分流からの取水や水利権の見直し、用途間転用についても再度検討して頂きたい。</li> <li>・意見(案) P22~23のティーセン法に関する記述について確認したい。ティーセン法そのものに問題があるのではなく、雨量観測所が最近になってできたことが問題だと指摘しているという理解でよいか。</li> <li>←ダムという重大な事業で、ティーセン法に頼らざるを得なかったことが問題であり、雨量計による観測が必要だということを述べている(ダム意見書WGリーダー)。</li> <li>・この流域の既往最大洪水は明治29年洪水だが、時間雨量の観測値がないため、対象降雨から除外されている。委員会の見解を述べておくべきではないかと。</li> <li>←河川管理者は、今後20~30年でどこまでできるかという視点を重視して目標洪水を選択したと考えている。狭窄部上流は頻繁に氾濫してきた。河川整備が進んでも、結局、町ができてしまい、浸水被害がなくならない。河川管理者は「この地域に家を建てるな」とは言えないが、「最大洪水が来れば浸水する」と言うために、目標洪水として既往最大規模を採用したと考えている。このような観点から、河川管理者の方針は妥当だと判断した(ダム意見書WGリーダー)。</li> </ul> <p>○河川管理者からの指摘事項</p> <p>河川管理者より審議資料1-2「川上ダムについて 1.三重県利水について 2.高山ダムばっき循環設備について」を用いて意見(案)への指摘がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「5-2-2 流水の正常な機能の維持」に「前深瀬川および木津川の既得用水の補給が主対象となっている」とあるが、既得用水の補給以外にダム直下流地点での維持流量0.5m<sup>3</sup>/sを確保している。また、P23のティーセン法と雨量観測所の設置数に関する記述に関しては、河川砂防技術基準に50km<sup>2</sup>毎に1つの雨量観測所を設置</li> </ul>		

するという記述がある（河川管理者）。

- ・P24「木津川本川自流から取水について」で自流取水について記述されているが、できないと考えている。また、P24「(2)代替水源について」については、三川合流下流では少雨下傾向による供給能力の低下を見込んでもおお余裕がある水道事業者もいれば、足りなくなる水道事業者もあり、全体としてはバランスが取れていると考えている。また、異常渇水対策は川上ダムとは関係がない（河川管理者）。

←たった0.3m<sup>3</sup>/sの転用でバランスが崩れるのか。木津川上流で取水している利水者の実態を数字で示してもらいたい。また、臨海工水と大阪府の工業用水を転用すれば余裕が生まれるはずだ。府営水と阪神水道事業団についても具体的な数字で転用ができないことを示してほしい（委員）。

- ・意見（案）P26～27「(2)貯水池周辺の生息生物への影響について」に関していくつかの思いを述べたい。食物連鎖構造等の生息環境調査や生物環境調査を実施して上位種が設定されている。また、地元の生活に必要な道路を建設する際に重要な植物種の保全対策を実施している。オオサンショウウオの移転試験は、その生態や保全対策の有効性を検討するために平成10年から調査・保全検討委員会の指導を受けて実施している。遺伝的多様性については、現在調べる範囲では多様性は見つからなかった。個体群の存続可能性についてはその生態に未解明な部分もあるため結果の評価が困難という専門家の意見も頂いている。P27で「河川管理者はダム建設が自然に与える影響は軽微であると安易に判断している」と記述されているが、調査検討資料では「軽微である」という説明はしていない（河川管理者）。

- ・P21「洪水位が「堤防天端余裕高」に達すると破堤すると仮定しているが、この仮定は必ずしも適切ではない」という記述がある。今後、越水対策に取り組んでいくが、技術的な基準等が整備されていない状況で破堤の条件を考えた結果、「堤防天端余裕高で破堤する」と設定しなければならないと説明した。ダムWGでもこの仮定はやむを得ないという審議が行われていたように思う。意見が変わったのであれば、それでよいと思うが、意見（案）で表現が変わっているのでコメントさせて頂いた（河川管理者）。

←計画は「堤防天端余裕高で破堤する」という仮定で仕方ないが、意見（案）は「堤防天端余裕高で破堤するかどうか」にポイントが置かれている。流下能力を表す場合は、余裕高を引いた実力を示さないといけない。ダムの効果を判断するためにも「堤防天端余裕高」で氾濫しない場合も示してほしい。ダムの効果を判断する数値は氾濫量だけではないと思っている。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者8名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・審議資料1-3の岩倉峡流下能力検討内容は、過去の全てのデータ（観測流量、水位記録当）を用いていない、とんでもない検討だ。洪水氾濫計算書（S40 24号台風の1.56倍）によれば、島ヶ原観測所で4149m<sup>3</sup>/sとなっており、これは無害流量だ（参考資料1 No677）。水資源機構は、断層の具体的な調査を避けたり、地質断面図の嘘の発表をしている。トレンチ調査を公開で行い、活断層の活動履歴の把握につとめる必要がある（参考資料1 No676）。平成30年の伊賀市の1日最大取水量が5万m<sup>3</sup>/sを切ると考えられる。上野市の水道事業管理者も代替水源について言及している。水需要管理にも真剣に取り組んで頂きたい。
- ・希少種としてのオオサンショウウオ個体群の存続だけが問題にされているのではない。なぜ川上川にオオサンショウウオがたくさんいるのか、生態学的に調査しないといけない。議論をする場が必要だ。
- ・水道事業者、三重県の企業庁、副知事を委員会に呼んで、川上ダムの利水について結論を出せばよい。多目的ダム建設のためだけの利水目的だ。伊賀市はダム完成をあてにして取水施設の保守管理をしていないだけだ。川上ダムを待たなくても、簡易水道等の保守管理で水は確保できる。
- ・委員会は水需要管理への転換を提言してきた。多くの家庭では節水に努めている。水道事業者の水使用料算定が大きすぎる。あやふやな根拠でダムを建設するのではなく、税金を福祉年金等へ回して頂きたい。
- ・河川管理者は、永源寺ダム訴訟について資料を出すべき。伊賀では1854年に地震が発生し、多数の死者が出ている。木津川断層の活動が迫っているという予測もある。委員会や国交省の考え方を示してほしい。
- ・審議資料1-3で岩倉峡のHQ曲線が変更されたにもかかわらず、島ヶ原のピーク流量は変わっていない。河川管理者は、岩倉峡流下能力見直しにあわせて、島ヶ原ピーク流量や各施設の効果も見直すべきだ。
- ・私は上野遊水地で生活をしている者だが、この地で生活している者の苦しみを分かかって頂きたい。
- ・河川管理者には移動させられたオオサンショウウオの個体がどれくらい生き残っているのかを調査して頂きたい。また、歴史的、民俗学的な調査がなされていない。水没地から縄文初期の遺跡も出てきている。ダム予定地は地震の要の地であり、チタン鉱山でもある。要石大橋に自殺防止用フェンスを付けてほしい。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

開催日時：	2005年12月13日(火) 13:00~16:20
場 所：	天満研修センター 9階 イベントホール
参加者数：	委員14名、河川管理者(指定席)15名 一般傍聴者67名

### 1. 決定事項

- ・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」に対する意見は12/15 24時まで提出する。

### 2. 報告の概要：庶務より、報告資料1を用いて、第32回淀川部会の結果報告がなされた。

### 3. 審議の概要

審議資料1-1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」、別途配布資料「これまでの原則をどうするか」を用いて、意見(案)に関する意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

#### ○「3 大戸川ダム」に関する意見交換

- ・「(2) 大戸川の治水対策」では「農道あるいは道路を2線堤として活用し、農地に遊水地機能を持たせることについても検討する必要がある」としている。農地に遊水地機能を持たせるためには所有者との調整が必要になってくるのではないかと。

←農道の高さをそろえて特定の地域に浸水を閉じこめるというイメージだ。現在の法制度では実現できないだろうが、道路を建設する際に高くしておけば実質的には氾濫の区域を狭くできるのではないかとというアイデアから出てきた意見だ(ダム意見書WGリーダー)。

←農地に遊水地機能を持たせるためには法的な制度や補償、合意形成が必要になる。行政側で制度まで作るというところまで含めた記述を考えないといけない。

←この地域は水害常習地帯だ。農林省も農地排水事業を実施している。河川管理者には農水省や滋賀県等の対策も組み合わせた善後策を議論して頂きたい。

←「2線堤と農地の遊水地機能」は、従来の遊水地とはちがうやり方を検討できないかという提案なので、説明を追加した方がよい。農水省との連携の可能性についても指摘しておけばよい。

#### ○「4 天ヶ瀬ダム再開発」に関する意見交換

- ・塔の島の歴史的な景観は相当変化してきた。これ以上の変化には地域住民も納得できないのではないかと。P20「(2) 環境への影響」にあるマウンドや堰等の水位維持調整施設の実現可能性について、河川管理者の説明を聞いてみたい。堰によって川の流れが止まれば、生物への影響も出てくるので心配だ。

- ・意見(案)は、歴史的景観は全て守るべきという論調だが、守るべき景観のウェイト付けや基準が必要だ。

- ・「(1) 放流能力の増大量」では、1500m<sup>3</sup>/sへの放流能力の増大は工事实施基本計画を踏襲したもので、治水や環境の視点から再検討が必要だとしている。ダムWGでの議論を教えて欲しい。

←1500m<sup>3</sup>/sは工事实施基本計画をそのまま引き継いだものかと思っているが、何m<sup>3</sup>/sがよいのか、WGの結論は出ていない。河川管理者からの説明が欲しいと思っている(ダム意見書WGリーダー)。

- ・天ヶ瀬ダムは琵琶湖の環境改善にとっても重要だが、景観や生態系、低周波の問題がある。天ヶ瀬ダムから宇治川下流に直接放流する案も検討して頂きたい。

#### ○河川管理者からの指摘事項

河川管理者より意見(案)に関する指摘がなされた。主な指摘は以下の通り(例示)。

- ・「3-1 大戸川ダムの経緯」では、基礎原案の時点でダムの目的が大きく変更されたと記述されているが、ダムの建設目的を変更したのではなく、調査検討の項目にしたと考えている。同様に、大戸川ダムの目的から新規利水は除外されておらず、基礎原案の時点では、水需要の精査確認を行うとした。また、05年07月の調査検討(とりまとめ)で大戸川ダムの目的が大戸川の洪水調節のみとなったと記述されているが、宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはないと考えている(河川管理者)。

#### ○「1 はじめに」に関する意見交換

- ・別途配付資料「これまでの原則をどうするか」の「(3)基本方針との関係」については意見が異なっている。基本方針という水系全体の目標に向かってどのように進めていくのか、そのタクティクスが河川整備計画という考え方に異論はない。ただ、整備計画はタクティクスの第一段階目にあたるかと考えている。第一段階目の整備計画において、堤防強化や流域対応を理由にして、事業中のダムを先送りしてはならない。当然、壊滅的な被害を防ぐための堤防強化も盛り込まないといけない。また、ダムは代替案の中の最後の選択肢であり、各代替案の実現が困難な場合はダムで行かざるを得ないと考えている。

←「ダムは代替案の中の最後の選択肢」という考え方は私も同じだ。これまでの計画はステップバイステップで進めてきたが、このやり方では常に壊滅的な被害にあう確率がある。20~30年で3つのダムを実施するならば、残りの2つ分を流域対応でカバーし、壊滅的な被害をなくすようにしたい。目標はできるだけ大きくし、できない部分は流域対応でやっていけばよいと考えている(ダム意見書WGリーダー)。

- ・ダムを前提にした途端、堤防強化は後回しにされてしまう。優先順位は堤防強化が先であり、ダムは最後の選択肢として考えるべきだ。堤防強化をすれば河道の流量は増加してもよい。河道の流下能力が増えれば、ダムで貯留させる量を減らせるという論理も成り立つ。ダムと堤防強化には関連がある。
    - ←堤防強化が完了すれば、ダムの規模が小さくなる（あるいは不要になる）という点については、見解が違う。ダムがあってもなくても、堤防強化は必要だ。余裕高はHWLを決定する際の不確定要素（維持管理、数値決定方法等）を考慮して策定されている。堤防強化によって余裕高を減らして流量を増やすという考え方を計画に盛り込むことはできないと考えている。
    - ←ダムや堤防強化によって流量が同じになるとしても、地域の住民から見れば、ダムは遠い存在。堤防は常に直接的な関わり（維持管理）を持っていないといけな。潜在的な危険性はダムの方が高い。
    - ←堤防強化によって破堤しなくなったとしても、越水すれば氾濫するという点も留意しておくべきだ。
  - ・堤防強化をしても河川管理者は余裕高を変更することはできない。堤防の構造が変われば余裕高も変わってもよいと思うが、堤防が強化されて実質上の流下能力が増加しても、計画に盛り込むのは無理だろう。
    - ←堤防補強によって堤防天端まで流せ得ることもあるが、越水対策の技術等が確立されていない現時点では、堤防補強による流量増大を計画として盛り込むことはできない（河川管理者）。
  - ・大阪の巨大遊水地はダムよりもコスト高のはずだが、反対運動は出なかった。ダムは30年に一回しか使わないが、遊水地のグラウンド等は30年に一回だけ使えない。この違いをよく考えていかないといけない。
    - ←寝屋川の遊水地は他の方法がなかった。生駒山にダムサイトはないので、地下河川や遊水地、地下調節池を選択した。「ダムは最後の選択肢」という方針と変わりはない。
  - ・社会資本整備小委員会河川分科会の議論に委員会の意見が反映されていないと思った。流域委員会で検討を重ねてきたことが基本方針に盛り込まれるのか。河川分科会に流域委員会の思いを伝えてほしい。改正河川法が基本方針に反映されないことは寂しい。
  - ・河川法改正の趣旨を踏まえて治水も環境も論じなくてはならない。河川管理者からも、委員会当初にこれまでの河川整備の反省が述べられた。河川整備の在り方を見直すという趣旨で取り組んでいくべきだ。
  - ・改正河川法で、基本方針と整備計画に分けた。2つにはそれぞれ分担がある。整備計画には20～30年で達成する役割があるので、基本方針と整備計画では対象洪水も違ってくる。整備計画は20～30年で達成する目標洪水を対象にしていく。個々の事業の優先順位については委員間で意見の差異があるのは当然だろうが、ダムや堤防補強等の役割分担の優先度を考えながら進めていくという基本的な考え方には、差異はないと思っている。個別の事業で違う考え方が出てくるのは当然であり、大多数と違う意見は少数意見として尊重されるように、とりまとめて頂けると思っている。
  - ・流域委員会と河川管理者とのキャッチボールで作り上げてきた。過去決めた原則が変わることもあり得るだろう。その場合はどのように変更するかが問題になる。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取：**一般傍聴者5名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・河川管理者は「既往最大規模の濁水に対して断水を生じさせない」ことを目標にしているが、委員会では議論がなされていない。委員会は、異常濁水時には正常流量を下回ってもよいという考えだが、そうは思わない。日本の利水安全度がいかにあるべきかという議論がないまま、意見が示されたのは不満だ。
  - ・基本方針の議論の場で流域委員会の議論が反映されていない。ボトムアップで社会構造の変化に対応するやり方が必要だ。流域委員会も意見を言っていないといけな。また、ハザードマップが京都府議会や宇治の議会に知らされていない。京都府の利水についても議論の余地がある。
  - ・議論が低調だと感じた。質問と回答が噛み合っていない。意見(案)P19の塔の島地区の河道掘削に関する「河床の掘削量を極力抑制する必要がある」という記述の後に「できれば避けるのが望ましい。河床掘削をしないことを前提とした検討が必要である」と追加して頂きたい。世界遺産と一体になった宇治川の歴史的景観は特別に保全し継承していかななくてはならない。また、天ヶ瀬ダムから塔の島地区下流へのバイパスも検討すべきだ。従来の景観の復元は不可能とされているが、締切堤等の撤去、護岸の修復は可能だ。P20で「地域住民とともに検討し」とされているが、「地域住民」とは何を指すのか。塔の島地区整備検討委員会では市民公募がなされなかった。「住民参加」について実態のある議論をしなければならない。
  - ・大規模な護岸工事が行われている一方で、密接している住宅地のためドレーン工の敷設が2m後退しているという現状もある。河川管理者はダムや河道改修に関心に向きがちで、河道内の樹木伐採や堤防整備に目が向かなかったという面もある。河川管理者は堤防強化にも目を向けて頂きたい。
  - ・大戸川ダムの「3-2-3 地域社会への影響」で、「これまでの治水はともすれば、行政が一方向的に進めるものとの意識が強かったが」とあるが、移転された方のことを考慮した文言にして頂きたい。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

開催日時： 2005年12月13日(火) 16:40~19:00  
 場 所： 天満研修センター 9階 イベントホール  
 参加者数： 委員15名、河川管理者(指定席)9名 一般傍聴者57名

**1. 決定事項**

- ・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」に対する意見は12/15 24時まで提出する。

**2. 報告の概要**

庶務より、報告資料1を用いて、第29回猪名川部会の結果報告がなされた。

**3. 審議の概要**

庶務より審議資料1-1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」の「1はじめに」「6余野川ダム」の通読がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

**○「1はじめに」に関する意見交換**

- ・「1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え」に「新たな環境改善策を施して環境修復を試みることを全面的に否定するものではない」とあるが、今となつては、当然やるべきことだ。全て削除するか、「全面的に」を削除してはどうか。
  - ←「川が川をつくる」という理念もあるので、全文削除するのはどうかと思う。
  - ←丹生ダムの効果として「瀬切れ解消」が検討されていた。環境改善を理由にしたダム建設という考え方に歯止めをかけるためにも、この文章は必要だ。
- ・河川管理者は川づくりの基本的な考え方を「生態系が健全であつてこそ人が持続的に生存し、活動できる。川が川をつくることを手伝うという考え方を念頭に実施する」として、環境にウェートを置いている。これを受け、委員会の意見書にも「人間生存に不可欠」という意味合いの文言を書いておかないといけない。
- ・利水についてももう少し書き込んでおく必要がある。例えば、川上ダムの項では「0.3m3/sの利水が本当に必要なかどうかを検討する必要がある」としている。このような趣旨を「1はじめに」にも書き込んでおいてはどうか。
  - ←「1はじめに」は河川管理者の調査検討に対する意見だ(ダム意見書WGリーダー)。
- ・流域委員会の提言で掲げた理念の中で、河川環境の悪化は「将来における人間の生存の基盤をも脅かすものである」としている。「人間生存に不可欠」は今回の意見書に初めて出てきた言葉ではない。
  - ←「人間生存に不可欠」という言葉は、ダムの評価に関わる問題だ。主体を人間においた評価であれば「人間生存に不可欠」という言葉はおかしくない。このままでよい。
  - ←「人間生存に不可欠」という表現は極端な表現だ。この表現は「ダムは容認できない」という意味だと受け止めている。ただ、「1-1 環境面から見たダムについての基本的な考え」の結論の4行には違和感がない。最初の4行と結論の4行は論旨が一致していない。その地域の環境が本当に重要であれば保護する法令等に対応すればよい。保護する法令がないのであれば、治水面からダムを考える余地がある。
  - ←「人間生存に不可欠」を否とするのであれば、委員会としての対応が必要だ。「人間生存に不可欠」という言葉は、国の自然再生推進法、大阪府の自然環境保護条例、日本弁護士会の人権擁護大会宣言でも使われており、極端な表現ではない。むしろ、「人間生存」の解釈が問題になるだろう。どのような意味なのかをコメントしておいた方がよいかもしいない。
  - ←「1-1 環境面から見たダムについての基本的な考え」の結論の4行が適切な表現だ。「人間生存に不可欠」という表現についてはもう少し考えたい。
  - ←過剰に環境に手を加えすぎってしまった状況の中、環境寄りの考え方から「人間生存に不可欠」という考え方が出てきた。「その時代の環境に応じた」という言葉を「人間生存」の前に追加してはどうか。
  - ←「人間生存に不可欠」に違和感を感じない。環境派の夢を語っている部分だと思っている。委員会としての意見は、「1-1 環境面から見たダムについての基本的な考え」の最後の4行だ(ダム意見書WGリーダー)。
  - ←環境の重要性と環境の理念を「人間生存に不可欠」という言葉で表現している。具体的な内容は「1-1 環境面から見たダムについての基本的な考え」の結尾の4行だ。「人間生存に不可欠」という言葉を厳格に受

け止めれば異議が生じるということだろう。意見書の「人間生存に不可欠」は厳格な意味ではなく、「人間生存」という言葉で環境の重要性を宣言するという趣旨だ。

←やはり表現の問題だ。「人間生存に不可欠」という言葉は一人歩きしてしまう。

←そこまで心配する必要はないだろう。表現はダム意見書WGで検討する（ダム意見書WGリーダー）。

#### ○「6 余野川ダム」に関する意見交換

- ・「6-2-2 環境への影響」では「変化した地域の自然環境をいかにして復元するかの検討が必要である」とされている。しかし、北山川はすでに道路の下に埋まっており、はたして、これを元に戻す必要があるのか。一方で、導水トンネル付近の暗渠や調整池によって北山川が改変されているので、何らかの取り組みが必要だ。ただ、それが「復元」なのかどうかは疑問だ。余野川ダムがなくなれば箕面市の市道付け替えの必要性はなくなる。市道こそ元の環境に戻すべきだ。

←生態学会のガイドラインでは、「回復」は自然の力で戻っていく場合に用い、人為的な力が加わる場合は「復元」を用いることにしている。この場所では人為的な力が必要なため、「復元」としている。復元目標としては、ダム以前の河川に戻してほしいと考えている。

- ・銀橋開削への評価として、P29「(1)多田地区の治水」で「開削は妥当だ」という意見があってもよい。

←あくまでも調査検討への意見であるため、評価はできるだけ避けるという方針で意見書を作成してきた。ダム意見書WGで検討したい（ダム意見書WGリーダー）。

←銀橋開削の妥当性については、「1 はじめに」で述べているので、再度述べる必要はない。

- ・P30「(2)猪名川下流の治水」で、総合治水について述べるべきではないか。猪名川流域は総合治水のモデルとしての各種の流域対策をやってきた経緯がある。「実効性のある総合治水対策を進めるべき」という意見を書いておくべきだ。河川管理者が呼びかけても地元は関心を持っていないので、総合治水の重要性を指摘しておく必要がある。

←総合治水対策は、河川管理者の調査検討内容に含まれていなかった。意見書に書くべきかどうか、ダム意見書WGで検討したい。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・意見書ではダムの耐震基準についても触れておくべきだ。
- ・藻川の宮園橋上流で堤防強化が行われているが、阪急の鉄橋付近の余裕高は40cmしかない。堤防の高さも低いので、越水対策を早く進めていくべきという意見を追加して頂きたい。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

第 61 回運営会議（2005. 12. 20 開催）結果報告		2006.01.06 庶務発信
開催日時：	平成 17 年 12 月 20 日（火）9:30～12:30	
場 所：	ばるるプラザ京都 6 階 会議室 3	
参加者数：	運営会議委員他 6 名（委員長、副委員長 2 名、琵琶湖部会長、木津川上流部会長、利水・水需要管理部会部会長）、河川管理者 3 名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意見（案）」は、12 月 22 日の全体委員会で最終案を審議し、承認が得られれば管理者に提出する。少数意見については、WG で事前に確認したうえで 1 月 9 日の運営会議で審議し、1 月 18 日の全体委員会でそれを付したものを配付する。</li> <li>・本日資料の意見（案）は、本日中に各委員に発送する。</li> <li>・WG は、ばるるプラザ京都で 1 月 7 日（土）14 時～16 時に開催する。</li> </ul> <p><b>2. 審議</b></p> <p>①「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見（案）」の検討および委員会での承認手続きについて  今本 WG リーダーから「意見（案）」の作成の経緯の説明がなされ、内容が承認された。また、「意見（案）」は、委員会で意見交換のうえ、承認の可否をはかることが確認された。</p> <p>②第 47 回委員会の進め方について  ・「意見（案）」が承認された場合は、その場で管理者にお渡しすることを考えている。（委員長）</p> <p>③少数意見の募集要領について  ・少数意見については、「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見」と異なる考え方の意見に限定して募集する。</p> <p>④その他  ・12 月 22 日の全体委員会終了後の委員による意見交換会では、今後の委員会活動について自由に議論していただく。</p> <p>・1 月 18 日の全体委員会では、新委員長の選任、2 月以降の今後の活動、部会の持ち方、部会編成、活動の力点について、方向付けの検討を行いたい。予めたたき台をつくって 1 月 9 日の運営会議で検討しておけば、2 月から比較的スムーズに活動に入れるという利点がある。（委員長）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

開催日時：	平成 17 年 12 月 22 日（木）9:30～9:50
場 所：	みやこめっせ 地下 1 階 第 2・3 会議室
参加者：	運営会議委員他 6 名（委員長、副委員長 2 名、琵琶湖部会長、木津川上流部会長、利水・水需要管理部会部会長）、河川管理者 3 名

※ 積雪のため参加者の参集が遅れ、9:00 からの開始が 9:30 になった。

## 1. 決定事項

- ・委員会終了後の記者会見は正・副委員長が対応する（他の委員もできるだけ参加する）。
- ・「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見（案）」が了承された場合には、「意見」に対する少数意見の募集を行い、1 月 7 日のダム意見書WGで検討していただく。募集期限は 1 月 5 日までとし、その旨を各委員にアナウンスする。

## 2. 審議

### ①第 47 回委員会の進め方について

- ・「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見（案）」の説明は、委員長が「序」をもとに全体的な経過説明をした上で、今本副委員長がパワーポイントを用いて本文の内容説明を行う。
- ・審議の結果、「意見（案）」が了承されれば、河川管理者に対して「提出」を行う。
- ・記者会見終了後、地下 1 階 第 2・3 会議室で委員による意見交換会を行う。

### ②その他

（委員会運営の効率化について）

- ・各会議で同じ資料の配布があり、使用されないことが多かった。重複を防ぐ方法を検討する必要がある。
- ・資料サイズがまちまちな場合がある（A 4 と A 3 の混在等）。基本的に A 4 サイズに統一して欲しい。
- ・カラーコピーの削減のために、なるべく白黒でもわかるような表現方法とすべきである。
- ・ニュースレターは会議ごとに発行されているが、発行回数を減らしても良いのではないかと。月 1 回にするとかの工夫が必要である。

（「一般傍聴者からの意見聴取」について）

- ・会議での発言者が固定化されてきていること、一人の発言時間が長いこと、等の問題がある。
- ・発言方法について、ガイドライン等でルール化する必要があるのではないかと。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

開催日時：	2005年12月22日(木) 10:00~12:40
場 所：	みやこめっせ 1階 第2展示場 D面
参加者数：	委員22名、河川管理者(指定席)20名 一般傍聴者218名

### 1. 決定事項

- ・審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」が、委員会意見書として、承認された。
- ・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」の考え方に対して異なった意見がある場合は、2006年1月5日正午までに庶務に提出する。ただし、表現に対する意見は受け付けない。提出して頂いた少数意見は、第8回ダム意見書WG(1/7)で検討し、第63回運営会議(1/9)で少数意見として付するかどうかの採否を決定する。採否は運営会議に一任する。少数意見を付した「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」は、第48回委員会(1/18)で配布する。

### 2. 報告の概要

庶務より、報告資料1を用いて、前回委員会以降の経過報告がなされた。

### 3. 審議の概要

ダム意見書WGリーダーより、パワーポイント(スライド)を用いて、審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」の説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・パワーポイントには、意見(案)には書かれていない具体的な説明が含まれていた。例えば、「2-4-2 地域社会への影響」について、パワーポイントでは「ダム計画により移転を余儀なくされた住民への誠意ある対応が必要である。従来計画の変更に伴う地域の混乱に対して誠意ある対応が必要である」と書かれている。また、「4-2-2 京都府の新規利水」のパワーポイントには「必要性についての検証が不十分である」と書かれている。パワーポイントの説明内容を意見(案)に追加して頂きたい。
  - ←意見(案)だけではわかりにくいと思ったので、パワーポイントで補足的な説明を加えた(ダム意見書WGリーダー)。
  - ←「地域社会への影響」に関するパワーポイントの説明は、「1-4-4 地域社会への影響」も書かれているので、改めて追加する必要はない。
  - ←委員はいろいろな意見を持っていると思うが、最大公約数的な委員会の意見書として認めるかどうかが重要だ。意見書への異なった意見がある場合は、少数意見として取り上げて頂きたい。
  - ←意見(案)は、各委員の意見を最大限活かした原案だ。委員の意見がすべて反映できたわけではないため、意見書の基本的な考え方について異なった意見を持っている委員もいるだろう。委員会としての意見書とすることに反対はしないが、委員個人としての異なった意見がある場合は、少数意見として意見書に付して河川管理者に提出するようにしたい(委員長)。
- ・ダムの地元の地域社会への対応は、地域によってそれぞれ違うとは思いますが、基準やルールが必要だ。また、各地域の要望(例えば、余野川ダムの代わりの恒久遊水地)と流域委員会の意見(環境の回復・復元)との調整についても意見を述べておいた方がよい。
- ・今回の意見書の要約版や比較版を出してはどうか。
  - ←運営会議で検討したい。現在、流域委員会の活動や意見をわかりやすくまとめたパンフレットを作成している。パンフレットに今回の意見書の概要を含めるよう検討している(委員長)。
- ・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」について地域住民と議論をする場が必要だ。

### 4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者6名より発言があった。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・第4回木津川上流部会で配布された河川管理者の岩倉峡流下能力に関する審議資料を批判したい。①平成5年以前の観測データが切り捨てられている。②洪水痕跡に年月日時につながる根拠がない。単なる誤差の範囲とされている。③不等流計算には無理がある。うまくやれているかどうか、学者でも意見が分かれるところだ。「57km地点以降はいくらでも水が流れる」として32年間の観測データを用いて検討すればより正確な値が出る。今回の河川管理者の検討は相当な誤差を含む検討となっているので、徹底的に再検討しなければならない

(参考資料1 No681)。基本的には意見書に賛成するが問題点もある。①「1 はじめに」の「ダムは産業発展・安全に貢献した」は過大評価。②基本高水は「目標達成の目処が立たない、ダム計画が進まない」とあるが、そもそも基本高水が高すぎる無理のある計画だ。③ダム建設の条件はあくまでも「事業中の5ダムに限る」と指摘しておくべき。④ダムが「地域の発展に大きな役割を果たしてきた」とあるが、月ヶ瀬では高山ダム以後、衰退につながっている。「地域の開発に大きな役割を果たした」と改めるべき。⑤「社会的合意という要件が欠落している」とあるが、「重大な不備だ」と指摘すべき。⑥川上ダムの項の最後に活断層のトレンチ調査の必要性について記述すべき。

- ・地域住民は塔の島地区河床掘削に反対だ。掘削は景観に悪影響を及ぼすため、慎重に検討しなければならない。景観の復元は締切堤等の撤去で可能。重要な課題であるにも関わらず、塔の島地区整備検討委員会の内容が流域委員会に報告されていない。流域委員会からも内容説明の要望がない。流域委員会の審議が現場の状況と乖離してしまっているのではないか。琵琶湖後期放流 1500m<sup>3</sup>/s の放流能力を天ヶ瀬ダムが持ったとしても、工事実施基本計画で宇治橋付近の基本高水が 1500m<sup>3</sup>/s と規定されているので、活用できない。天ヶ瀬ダム後期放流は大きいほど好ましいという意見もおかしい。河川整備は必要最小限にとどめるべき。意見書の「1500 万 m<sup>3</sup>/s への増大は工事実施基本計画に踏襲されたもので根拠がない」という指摘は重要だ。根拠について説明して頂きたい。
- ・意見書にはまだまだ住民の意見が反映されていない。委員を公募して最初からやり直すべき。ダムの予算が不明ということだが、河川管理者は中央省庁に要求を出しているはずだ。委員会に提出し、地元住民にも説明をすべき。河川分科会の基本方針に関する審議に流域委員会の意見が反映されていない。予算の無駄遣いではないのか(参考資料1 No.679)。
- ・川上ダムの上流の住民だが、ダム計画が出た 40 年前から道路等の環境が悪いままだ。平均年齢は 67 歳、小学生は 7 名。郵便局や駐在所もなくなった。文化的な生活とはほど遠い過疎地の住民のことも考えて頂き、地元を見て頂きたい。
- ・丹生ダムと川上ダムは水資源開発基本計画(フルプラン)に位置づけられているが、丹生ダムは利水者総撤退なので、水資源開発機構が事業者ではあり得ない。以前に霞ヶ関に確認したところ、水部の担当者も需給想定調査票の存在を知らなかった。河川管理者からの説明がない状態で「丹生ダムと川上ダムは継続する」という議論がなされているのは異常だ。委員会に必要な資料を請求した上で議論すべき。丹生ダムサイトにはイヌワシが生息している。イヌワシは一地域の種の保存に限った問題ではない。ダム計画地での住民の苦しみは当然だろうと思うが、徳山ダムの場合は、移転住民のご理解を頂きつつあると思っている。移転住民は、残存山林等について、ダム後も苦しみ続ける。「ダムと引き替えに道路等を建設する」という行政の手法そのものが批判されるべきだ。意見書の「ダムが地域の発展に多大な貢献をしてきた」という記述にも疑問を感じる。高すぎる基本高水を前提にした整備計画原案が出てくるのであれば批判されるべきだ。異常渇水対策もコストを考えれば笑止な案だ。三重県の利水はダム事業継続のためだけのもの。きちんと精査すべき(参考資料1 No682)。
- ・第1次委員会の委員の中には、第2次委員会の審議経過を知らない人も多い。第1次委員会委員にも意見書を送付し意見を求めて頂くよう検討して頂きたい。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

開催日時：	日 時：平成 18 年 1 月 9 日（月）9:30～12:30
場 所：	会 場：ぱるるプラザ京都 6 階 会議室 4
参加者数：	委員 8 名（委員長、副委員長 2 名、琵琶湖部会長、木津川上流部会長、猪名川部会長、利水・水需要管理部会部会長、水位操作 WG リーダー）、河川管理者 3 名

## 1. 決定事項

- ・「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見」及び少数意見については、原案通りで承認し、それらを合冊のうえ、次回委員会に提出する。
- ・1 月 18 日の全体委員会では、1 年間の問題点や考えられる改善方策を整理し、それをもとに意見交換する。審議事項は、委員長の選出のみとする。
- ・パンフレットは更新（案）を採用することとし、指摘事項を修正して 1 月 18 日の全体委員会前の運営会議に提出して内容確認を行う。

## 2. 審議の概要

### ①「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見」に付する少数意見について

- ・少数意見については、原案を本体の意見書に付することにした。本日の審議資料が完成版として考えていただきたい。（委員長）
- ・意見書は、委員会にこられた方以外の方にも配布しないとイケない。今後、製本した冊子にして配布することにし、それには名簿を添付する。（委員長）

### ② 2 月以降の委員会運営について

- 2 月以降の委員会の運営に関する意見交換がなされた。主な意見は以下のとおり。（例示）
- ・現状は各委員が 2 つの地域別部会と 1 つのテーマ別部会に所属しており、委員の負担が大きい。また、全体委員会と部会で議論の重複は避けられないものがあり、合理化する必要がある。（委員長）
  - ・地元を知る委員で議論することを考えると、現在の形でよいのではないかと。ただし、2 つの地域別部会に所属するのは問題である。
  - ・事業評価については、どの段階でどのように地域別部会の審議を進めればよいのか。  
←管理者としてもどのような方法がよいのかを議論している。定期的実施することを考えているが、事業の進捗状況にもよる。（河川管理者）
  - ・次回の委員会では委員会運営の方向性についての委員の意見交換にとどめ、2 月早々に新体制で検討していただくということで申し送ることにした。（委員長）

### ③ 第 48 回委員会（1/18 開催）の進め方について

- ・1 年間の問題点や考えられる改善方策を整理して「2 月以降の委員会運営の課題について」としてまとめ、委員長及び副委員長の確認をとったうえで、全体委員会資料とする。運営体制は決めるということではないため審議事項とせず、意見交換とする。（委員長）
- ・部会長・副部会長、テーマ別部会長は、1 年間の振り返りの反省点や改善点の報告を口頭でしていただく。（委員長）
- ・審議事項は、委員長の選定のみとする。

### ④ 第 48 回委員会以降のスケジュールについて

- ・2 月以降、速やかに審議を始められるように、運営会議等で運営体制を調整してはどうか。2 月に入ってからの全体委員会の日程は、1 月 18 日の全体委員会での新委員長の選任後に、新委員長の都合を確認したうえで決定する。（委員長）

### ⑤ 委員会のパンフレット更新(案)・概要版(案)について

- 庶務からパンフレット更新(案)を中心に説明がなされ、意見交換がなされた。
- ・パンフレットは更新(案)を採用することとし、上記事項を修正して 1 月 18 日の全体委員会前の運営会議に提出して内容確認を行う。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。